

令和8年度安心なみやざき消費生活推進業務委託仕様書

1 業務の目的

県民が、消費者トラブルの未然防止や被害拡大防止のため、自ら考え、判断し、行動できる「スマート消費者」になることを意識づける取組を推進するとともに、消費者トラブルへの注意喚起や相談窓口の周知等の広報を実施することで、県民の消費者問題への関心を向上させ、地域全体で安全で安心な消費生活が送れるみやざきづくりを目指す。

2 事業名

令和8年度安心なみやざき消費生活推進業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月28日（日）まで

4 委託業務の内容

(1) スマート消費者養成のための広告等

県民が、「スマート消費者」を目指すことの意義・メリットを意識づけるため、テレビCMの制作・放映等の広告及び啓発用ツールの作成を行う。

想定している広告等は以下のとおりであるが、ほかに効果が期待できる方法があれば提案すること。パブリシティによる啓発については提案事項とする。

ア テレビCMの制作

県民が「スマート消費者」になることの意義やメリットを視覚的に訴求し、「スマート消費者」を目指すことを強く動機づける15秒のCMを1本制作する。

イ テレビCMの放映

上記「ア」で制作したCMを特定の期間（1か月程度）中に7日程度、朝・昼・夕方・夜の4回を目途に、県内民放2局で計28回以上放映する。

ウ インターネット広告の配信

上記「ア」で制作したCMをYouTube、Instagram、TVer 等広告に効果的な媒体3種類以上で3か月間（12月から2月を想定）広告を配信し、80万回程度の表示を目指す。

エ 啓発用ツールの作成

「スマート消費者」を養成するための取組を行う団体やその取組に参加する県民に交付する啓発用ツールを作成する。

想定しているツールは以下のとおりであるが、ほかに効果が期待できるツールがあれば提案すること。業務にはデザインの制作を含む。

(ア) 「スマート消費者」を養成するための取組を行う団体に対し交付する「スマート消費者養成所ステッカー」（B6版程度、屋外用） 300枚

(イ) 「スマート消費者」を養成するための取組に参加した県民に対し交付する「スマート消費者宣言カード」（名刺サイズ程度） 12,000枚

(2) 消費者トラブル注意喚起、消費生活相談窓口周知のための広告

消費者トラブルの未然防止、被害の深刻化防止のため、当消費生活センターが所有するCM素材を用いて消費者トラブルの周知や消費生活センター及び消費生活ホット

ライン「188」の周知のための広告を行う。

想定している広告は以下のとおりであるが、他に効果が期待できる方法があれば提案すること。放送するCM素材やパブリシティによる啓発については提案事項とする。

ア ラジオCM

県民が多く聴取するラジオ番組3本（午前、午後、夕方）において、3か月間（12月から2月）、特定曜日（火曜日、木曜日を想定）に96回以上放送する。

イ 街頭ビジョン

宮崎駅前の街頭ビジョンにおいて、3か月間（12月から2月）放送する。1日の放映回数、放映時間帯については、県民の視認性が高い枠を提案すること。

5 経費

委託業務に係る全ての経費を委託費に含めること。

なお、経費の上限は3,483,700円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

また、上記「4 委託業務の内容」の項目毎に、以下のとおり上限額を設定する。

項目	上限額（消費税及び地方消費税を含む）
4(1)ア～ウ、4(2)の合計額	3,300,000円
4(1)エの合計額	183,700円

6 成果品等の提出場所等

(1) 成果品等

ア 成果品：事業で作成したステッカー、カード等の啓発用ツール

事業で作成したCM動画、啓発用ツール等のデザインデータを記録した電子媒体

イ 業務の成果に関する報告書：印刷したもの1部及び電子媒体

(2) 提出場所

当消費生活センターの指定する場所

(3) 提出期限

ア 成果品：当消費生活センターの指定する期日

イ 業務の成果に関する報告書：事業完了後直ちに

7 注意事項

(1) 業務に使用するキャラクターは、オリジナルキャラクター「アリンコちゃん」若しくは「アリンコファミリー」とする。それ以外については、著作権等その他の権利について侵害とならないよう留意すること。

(2) 成果物に関する権利の一切は、県に帰属するものとする。

(3) 成果物に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを当消費生活センターに報告し、受託者の責任と費用負担において解決すること。

(4) 業務遂行に当たっては、当消費生活センターと十分な連携を図ること。

(5) 本仕様書について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、当消費生活センターと十分協議を行うこと。